

発達障害児支援体制整備推進事業補助金募集要領

1 事業の目的

県では、発達障害児（者）及びその家族が障害特性やニーズに応じた専門的な支援を身近な地域で受けられる体制を整備するため、各圏域に「発達障害者地域支援マネジャー」の配置を進めており、「障害児等療育支援事業所」との連携をもって、支援の充実を図っています。

一方で、栗原圏域にあっては、「発達障害者地域支援マネジャー」の配置が叶わない状況にあります。

発達障害児支援体制整備推進事業補助金（以下「補助金」という。）は、栗原圏域において、早期に支援体制を整備し、身近な地域で適切な支援を提供しようとするものであり、同補助金交付要綱第2条の規定に基づき、以下のとおり申請事業者を募集します。

2 申請対象者

県及び仙台市が指定する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等を運営する社会福祉法人等であって知事が認める者とし、「発達障害者地域支援マネジャー配置事業」（以下「県事業」という。）の受託の意向がある者とする。

3 申請要件等

申請に当たっては、以下の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 当該補助金を活用し、県事業の受託に係る課題を解決し、補助事業完了後、当該事業を受託する意向を持ち合わせていること。
- (2) 当該補助金を活用し、「宮城県発達障害者地域支援マネジャー配置事業実施要綱」第4に定める要件を満たす者を発達障害者地域支援マネジャーとして配置し、第5に定める事業内容を適切に履行できる体制を整備すること。

4 補助内容

発達障害児支援体制整備推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別表に掲げる「1 施設等相談環境整備事業」及び「2 人材確保・育成事業」のとおり。

5 募集

- (1) 募集期間 令和7年2月25日（火）から令和7年3月11日（火）まで
- (2) 募集者数 1者とする。
- (3) 応募方法 別紙様式による申込書を募集期間内に下記まで郵送又はメールにより提出すること。
郵便番号980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県保健福祉部精神保健推進室 発達障害・療育支援班宛
Tel : 022-211-2543 email : seishin-ry@pref.miyagi.lg.jp
- (4) 事前審査 申込書に基づき、対面又はオンラインによる事前審査を実施する。
- (5) 審査結果 事前審査の結果は、事前審査後1ヶ月を目途に文書にて通知する。

6 手続のおおまかな流れ



附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年8月2日から施行し、令和3年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和7年2月21日から施行し、令和6年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。